



1月25日付
申5号

2021年3月ダイヤ改正及び駅の業務執行体制の見直しに対する申し入れ

2020年12月23日地本は2021年3月ダイヤ改正及び駅の業務執行体制の見直しについて提案を受けました。労働条件の変化に加え、施策実施によりサービス品質向上や異常時対応等において課題が残ると判断し、地本は申5号を新潟支社に申し入れました。

■ 申5号 申し入れ項目 ■

【ダイヤ改正関係】

1. 運転士・車掌・指導・予備(臨時)の各標準数を運輸区別に明らかにすること。
2. 乗務員の標準数を算定するにあたり、考え方に変更があるか明らかにすること。
3. のってたのしい列車及び繁忙期輸送等の多客臨設定の見通しを明らかにすること。
4. ダイヤ改正施行日に発生する要員ギャップ(新潟運輸区 乗務+10、酒田運輸区 乗務△21)に対する対処を明らかにすること。
5. 短時間行路は育児介護A専用行路とし、育児介護A適用社員がいない場合は枠外行路を作成しないこと。
6. ダイヤ改正以降、育児介護A適用社員が発生した場合は基本行路を分割し、日別に勤務指定すること。
7. 短時間行路は拘束=実労働としその他時間をあわせて6時間とすること。
8. 相互運用の具体的な運用方法について明らかにすること。
9. 相互運用の運用開始時期、教育内容、教育期間、対象社員を明らかにすること。
10. 酒田運輸区の運転士担当行路からキハ110系を除外すること。
11. 夜間の安全運行を確保するため560Mをツーマンとすること。
12. 白山駅の中線にワンマン列車を定期運用しないこと。
13. 新潟駅高架ホームに手歯止め作業に使用するための足場を設置すること。
14. 休養管理室のリネン交換の取り扱いが変更された経過、理由を明らかにすること。
15. 各区の保持すべき乗務可能車種を、車両置き換え計画に沿って明らかにすること。
16. 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事業場の過半数代表選出手続きにおいて、乗務を行う企画部門等兼務者の取り扱いを明らかにすること。

【駅の業務執行体制の見直し関係】

1. 東三条駅の3月1日以降の業務執行体制を明らかにすること。また業務委託する根拠を明らかにすること。
2. アシストマルスが定着するまで浦佐駅のみどりの窓口を存続させ、要員体制を変更しないこと。
3. 坂町駅及び吉田駅の3月1日以降の業務執行体制を明らかにすること。また坂町駅を業務委託する根拠を明らかにすること。

より良い労働条件・環境を目指し東日本ユニオンに加入しよう!